

サルビアギャラリー使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、サルビアギャラリー（以下「ギャラリー」という）の円滑かつ効果的な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 このギャラリーは、区民を中心とした文化作品等の展示を通じ、区民の文化振興に寄与することを目的として設置する。

(申込資格)

第3条 このギャラリーの申し込み資格は、下記のとおりとする。

- (1) 長田区内に在住、在勤、在学する者。
- (2) 神戸市内に在住する者。
- (3) その他ギャラリーを管理する長田区長（以下「管理者」という）の認めた者。

(展示対象)

第4条 このギャラリーの展示対象は、下記のとおりとする。

- (1) 絵画、書道、写真、手芸品等。
- (2) その他管理者が認めたもの。
- (3) 営利、団体の宣伝を目的とするなど、設置目的に反するもの及び公序良俗に反するものは、展示対象にはならない。

(展示期間)

第5条 このギャラリーの展示期間は、原則として毎月1日から月末までの1か月間とする。ただし、12月は1日から25日までとし、1月分は12月26日から1月末までとする。（使用開始日及び終了日が休日の場合は、開始日はその次の平日とし、終了日はその前の平日とする。）ただし、管理者が認めたものは、この限りではない。

(使用手続)

第6条 このギャラリーの使用は、次の手続による。

- 1 ギャラリーを使用する者は、使用申込書（様式第1号）、または神戸市イベント申込サイトで申込手続を行わなければならない。
- 2 申し込みの受付窓口は、長田区まちづくり課とする。
- 3 使用は、先着順とし、原則として利用調整は行わない。
- 4 申し込みの受付は、使用開始日の3か月前から行う。ただし、管理者が認めたものは、この限りではない。
- 5 使用を認められた者（以下「使用者」という）が当初使用申込書に記載した事項を変更しようとする場合は、事前に管理者に申し立て、その許可を受けなければならない。

(作品の展示等)

第7条 作品の展示等については、次に従うこと。

- 1 作品の展示、撤去は使用者が自らの責において行う。
- 2 作品の保管、処分は使用者が自らの責において行う。
- 3 展示に関する費用は、使用者が負担する。
- 4 使用者は、使用終了時には、展示ケース及びそれに付属する設備を使用前の状態に回復し、管理者の点検を受けなければならない。
- 5 使用者が、展示ケース及びそれに付属する設備を汚損、損傷等した場合は、ただちに管理者にその旨届け出て、その指示に従わなければならない。
- 6 使用者は、展示作品の使用期間を厳守しなければならない。
- 7 使用者は、その他展示に関して、管理者の指示に従わなければならない。

(作品の破損等)

第8条 管理者は、展示作品の汚損、破損、盗難、その他一切の事故の責任を負わない。

(使用の停止)

第9条 管理者は、使用者において使用要領違反が認められる場合は、使用の停止をすることができる。

(その他)

第10条 この要領のほか、細則及び疑義については管理者が定める。

附則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。